

各位

林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

伐木等の業務（則36-8）特別教育修了者を対象とした補講講習

「労働安全衛生規則の一部を改正する省令等の施行について」（平成31年2月14日付け基発0214第9号（以下「施行通達」という））により、令和2年7月中に伐木等の業務特別教育の補講講習を受けないと同年8月よりチェーンソーを用いた伐木等作業に就くことが出来なくなります。このため、伐木等の業務（安衛則第36条第8号）の修了者で過去に林災防三重県支部で資格を取得された方は施行日（令和2年8月1日）までに計画的に順次本講習を受講していただきますようご案内します。

記

1 日時及び場所

【津会場】 メッセウイング・みえ 2階大研修室 津市北河路町19-1 TEL. 059-223-4655 令和元年7月22日(月) 午前の部・午後の部 7月30日(火) 午前の部・午後の部 8月10日(土) 午前の部・午後の部 8月26日(月) 午前の部・午後の部 9月10日(火) 午前の部・午後の部 9月30日(月) 午前の部・午後の部 11月5日(火) 午前の部・午後の部 12月2日(月) 午前の部・午後の部 12月22日(日) 午前の部・午後の部 令和2年1月21日(火) 午前の部・午後の部 2月5日(水) 午前の部・午後の部 3月17日(火) 午前の部・午後の部		【時間】 午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:30～16:00
【尾鷲会場】 三重県尾鷲庁舎大会議室 尾鷲市坂場西町1-1 TEL. 0597-23-3400 令和2年1月16日(木) 午前の部・午後の部 3月12日(木) 午前の部・午後の部		【時間】 午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:30～16:00
【熊野会場】 三重県熊野庁舎大会議室 熊野市井戸町371 TEL. 0597-89-6100 令和2年1月17日(金) 午前の部・午後の部 3月13日(金) 午前の部・午後の部		【時間】 午前の部 9:00～11:30 午後の部 13:30～16:00

※遅刻・早退による講習時間不足がある場合は、修了証を発行できません。

時間に余裕を持ってお越しください。

※三重県尾鷲庁舎及び熊野庁舎につきましては、駐車場に限りがありますので、公共交通機関をご利用いただくか乗り合わせてのご参加をお願いいたします。

2 講習科目及び時間

科 目		範 囲	時 間
学科	伐木等作業に関する知識	造材の方法 下肢の切創防止用保護衣等の着用	1 時間
	関係法令	法、令及び新安衛則中の関係条項	1 時間
実技	伐木等の方法	下肢の切創防止用保護衣等の着用	30分

3 持ち物

- (1) 本人確認ができる運転免許証、健康保険証など
- (2) 筆記用具
- (3) 保護衣（防護ズボンまたはチャップス）、ヘルメット、耳栓、防振手袋等、日頃ご使用のものがある方は持参ください。

4 (1) 補講講習の受講料（1人あたり）

- 会 員 4, 400円（テキスト代・税込）
非会員 5, 400円（テキスト代・税込）

(2) 支払方法

受講料は、事前振込みでお願いします。（振込手数料はご負担下さい。）

◎ 振込先 百五銀行 津駅前支店 普通預金 口座番号 114996 名義 林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

5 定員 各会場 100名（先着順）

6 申込方法

- (1) 「受講申込書」（ホームページからダウンロードも可）に必要事項を記入のうえ、受講日の1週間前までにFAX又は郵送してください。
※ 修了日、修了証番号は以前に林災防三重県支部で修了したものを記入の上、修了証のコピーを添付。
カードタイプは両面コピー、チェーンソー手帳は住所・氏名等が記載されたページをコピー。
また、住所・氏名を変更されている方は、運転免許証（コピー）など確認できるものを添付してください。
- (2) 受講申込みに関する受講料や書類等は、一切お返しできません。
- (3) ご記入いただきました個人情報につきましては、当支部が適切に管理し、本講習会の実施目的以外には使用いたしません。

【申込先】 林業・木材製造業労働災害防止協会三重県支部

〒514-0003 三重県津市桜橋1丁目104番地

TEL 059-225-9014

FAX 059-226-0679

**伐木等特別教育補講講習会
受講申込書**

会場	希望日	時間 (午前・午後)	ふりがな 氏名	生年月日	住所	修了日 修了証番号

※ 会場、希望日、時間(午前・午後)をご確認の上、必ずご記入下さい。

※ 修了日、修了証番号は以前に林災防三重県支部で修了したものを記入の上、修了証のコピーを添付。
(カードタイプは両面コピー、チェーンソー手帳は住所・氏名等が記載されたページをコピーしてください。
また、住所・氏名を変更されている方は、運転免許証(コピー)など確認ができるものを添付してください。)

会員の有無 有 無 (いずれかに○印をつけて下さい。)

受講料 会 員 1人 4,400円 × 人分 = 円
 非会員 1人 5,400円 × 人分 = 円

年 月 日

申込者 事業所名
 郵便番号
 所在地
 代表者
 TEL
 FAX

印

林業・木材製造業労働災害防止協会
三重県支部長 殿

<補講講習について>

労働安全衛生規則の一部を改正する省令及び安全衛生特別教育規程の一部を改正する告示がそれぞれ公布等され、特別教育に係る規程については、令和2年8月1日から施行又は適用されます。

そのため、現行の伐木等作業の特別教育は、令和2年7月末日まで有効ですが8月1日以降は無効となり、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育が有効となります。

今回、経過措置として、施行通達の補講講習を受けることにより、新しく適用されたカリキュラムによる特別教育の一部を省略することができることから、令和2年8月1日又は補講受講後のいずれか遅い方の日付以降に伐木作業に就くことができます。

このため、林災防三重県支部では、現行の伐木等作業の特別教育修了者を、新しく適用されるカリキュラムによる特別教育の修了者と認めるための補講講習会を開催します。